

熊本家庭裁判所委員会（第15回）議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成22年5月28日（金）午後1時30分～午後4時00分

2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員） 相澤明憲，浅井美栄子，伊東謙一郎，上村宏渕，小松平内，高岡重行，田中真由美，徳永恵子，永留克記，古荘文子（五十音順）
（事務局等） 事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，次席家庭裁判所調査官，総務課長

4 意見交換テーマ

熊本における少年事件の特徴について

第2 議事概要

【発言者の略記 ◎：委員長，○：委員，◇：事務局等】

1 開 会

2 新任委員の紹介

3 委員長選出，あいさつ

4 委員長代理指名

5 熊本における少年非行の特徴について

◇次席家裁調査官から説明

- (1) 少子高齢化が進み，最近5年間で全国の裁判所で扱った少年事件の人数も減少傾向にあるが，平成21年は平成20年とほぼ同程度であった。熊本における平成21年の少年事件数は，平成20年に比べ若干ながら増加している。
- (2) 日本の総人口に対する熊本の人口が占める割合は約1.4%である。この人口割合を参考にして，全国と熊本の平成21年における少年事件の新受件数を比較すると，熊本は人口割合に比して少年事件が多く，中でも窃盗事件

が多いことが窺える。他方、粗暴犯や凶悪犯は少ない。

また、熊本の特徴として、毒物・劇物違反とぐ犯が人口割合に比して多いことが挙げられる。

(3) 熊本家裁に送致される少年は、年少少年（14歳，15歳）の割合が低く，中間少年（16歳，17歳）の割合が高い。男女比は，全国と比較して大きな違いはないが，在学生の割合が全国より低く，中学校卒業と高校中退者の割合が高い。

(4) 熊本家裁での観護措置の割合が，全国平均より若干低い。

(5) 家裁が行う主な処分は，保護観察や少年院送致，児童自立支援施設送致などの保護処分であるが，熊本家裁では審判不開始が比較的多い。

(6) 少年法は，少年の健全育成を目的にしており，再非行を防ぐことが目的である。そのために少年や保護者に様々な教育的な働きかけを行い，少年の問題性が減少したことを確認したうえで保護処分にしないで終了させている。

熊本家裁では，バイク盗や万引きを起こした少年に講習をしたり，毒物・劇物で送致された少年には，資料を使って看護師が指導するなどしている。

こうした教育的措置を通じて問題性の減少が認められた少年を不処分や審判不開始としている。

6 質疑応答等

○ 熊本においては，凶悪犯が際だって少ないと思うが，これは軽微な事件にもきちんと対応しているからと受け止めてよいのか。

◇ 確かに粗暴犯が少ないという実感がある。これは地域の力が他の地域と比べて相対的に残っていること，学校の指導もあり事件が大きくなる前に手が打たれているからだと考えられる。飲酒によりけんかなどに発展することが多いが，熊本では少年による飲酒が蔓延していないことも挙げられる。

○ 他県に比べれば数としては良いのかもしれないが，荒れている子があちこちにいます。県もスクールソーシャルワーカーの制度を設けるなどして，各種施設や警察とも連携する取組みをしている。熊本家裁では教育的措置として審判不開始で終了する事件が多いということであるが，少年たちが更生した

かどうかについて統計があるのか。

- ◇ 現在は、バイク盗、万引き、シンナー等について再犯があるのかどうか、追跡調査をしている。
- ◎ 熊本では凶悪犯罪がなぜ少ないのか、教育的措置の効果を図るには再非行率を調査して検討しなければならないという意見であるが、これらに関する意見はないか。
- 凶悪犯罪が少ない割には児童相談所送致が多いのではないか。児童相談所は大変繁忙な状況となっているが、送致されたら一時保護が前提になるのか。家庭待機で児童相談所が調査するのか。
- ◇ 児童相談所送致は通所での指導が基本であり、一時保護とは連動していない。14歳以下の刑事責任能力のない少年を児童相談所が一時保護をした際に、児童相談所が親を説得しても了解しない場合に、家裁にぐ犯という形で送致することがある。その場合、児童自立支援施設や養護施設に送致するなどして対処している。児童相談所の状況は承知しており、協力しながら対処している。ぐ犯が多くなっているのは、比較的早い時期から問題を起こす少年に対する指導がきちんとできているからだと思われる。
- ◎ 今の子供たちが置かれている状況を考えれば、いつでもどこでも重大な事件が起きても不思議ではない。たまたま熊本では重大な事件が起きていないが、この状況を守っていくには、家庭、地域、学校が大事に至らないようにもっていくことが肝要であると考えている。
- 家庭内の事件は、家裁に送致されずに警察がそのまま精神科の病院等に連れて行って終わりというように、家裁の事件として立件されていないものがあるのではないか。
- 家庭内の重大な問題、例えば、他人には暴力を振るわないが、母親に暴力を振るい、重大な傷害を負わせるような要保護性の高い事件が、ぐ犯で送致されることがある。
- 病院に連れて来られても全く問題がないし、警察の前でも全く問題がないというケースでは、親から相談を受けても対応が難しい。どういう対応がよ

いのか考えることがある。

- 家庭内の問題は、児童相談所が一次的な窓口になる。そこで対応が難しければ家裁に送致されるが、それ以外については、児童相談所は、児童自立支援施設への入所を勧める。また、情緒障害のある子供の場合、情緒障害児短期治療施設に入所する。家裁送致前に、児童相談所が事案に応じて振り分けているものと思う。
- ◎ 14歳未満の少年が加害者になる場合、まず児童相談所が自分のところで扱うか、家裁に送致するかを選別を行うが、14歳以上であれば刑事問題になる余地がある。ただ、家庭の問題の場合、親としては警察問題にしたくないという気持ちもある。家庭内暴力の加害者が子供の場合も、今までの取組で良いのか考えないといけない時代なのかもしれない。
- 少年が不良成人と交際することで凶悪犯の共犯になったりすることもあるので、目配りが必要である。また、全国的には万引きが見つかった場合に、店員に暴力をふるうケースも増加している。熊本でも万引きの事案は多いとのことであるから目配りが必要である。
- 地域力がまだ残っているという話もあったが、親が挨拶をしなかったり敬語を使えなかったり、子供を預かっても感謝の気持ちが感じられないなど自分さえ良ければ良いという人が増えているように感じる。
- ◎ 少年審判を処分不開始とする際に、教育的措置を講じるということがあると紹介したが、その種類の一つとして、少年友の会の協力を得て、ボランティア活動等をしているが、その効果等について裁判所から説明されたい。
- ◇ バイク窃盗については、メーカーの職員に来てもらい、バイクの持主がいかにバイクに愛着を持っているかを説明したり、社会とつながっている気持ちを自覚させ、被害者の視点で考えてもらう取組をしている。この取組は少年や保護者に好評である。シンナー等の毒劇物関係については、シンナー吸引による身体への悪影響や、人間関係への悪影響について、看護師が写真、図や表を用いながら説明している。感想文を見ると危険性を実感している少年が多いようである。粗暴犯については、被害者も悪いとして内省が深まっ

ていない少年，許してもらったからもう解決したと安易に考えている少年もいる。そこで，暴力が被害者にどういう影響を与えるのかという点や被害者の気持ちなどを看護師が講義したり，グループ討議をさせ，暴力の意味を再度認識してもらうという活動をしている。また，乳幼児施設や高齢者施設で3日から5日間，乳幼児の相手をしたり，高齢者の話し相手になってもらう取組みを行っている。これは非行種類を問わないボランティア活動として行っている。少年たちは，日ごろ，狭い世界で生きているが，そういった体験をすることで自分が役立っている，社会の一員であるという自覚を持ってもらうための取組である。非常に効果が高く，親子で参加することもある。熊本城清掃活動や使用済み切手の整理をする作業は，親子で作業してもらうことで，自分の行動が社会の役に立っているということを自覚してもらうことが目的である。熊本城清掃活動や使用済み切手の整理をする作業は，大学の学生に手伝ってもらっている。少年は，年齢の近い学生と触れあうことで社会とのつながりを感じている。また，初めて自分が人の役に立てて良かったという感想が出ている。

- ◎ 今紹介された活動は家裁として事件を受理することが前提であるが，受理していない事件についても，家裁として何か活動ができるのではないかと問われている。以前は出前講義や施設見学を受けたりしていたが，今の状況を報告されたい。
- ◇ 教育委員会等に伺った際に，現場の先生方が家裁について何かお聞きになりたいことがあれば，講義でも何でも実施する旨を伝えている。
- ◎ 家裁の事件受理を前提とした教育的措置や，家裁が少年の健全育成について家裁がなすべきことについての御意見はどうか。
- 先ほど紹介された取組はかなり考えられていると思う。少年は鑑別所に入り，反省する機会が多くなると思うが，教育的措置により内省を深めることは望ましいことである。
- 家裁は，事件がないと動かないというイメージがあり，事件受理以外の取組が大切だと感じる。家裁の役割を超えるかもしれないが，事件数が少ない

から満足するという姿勢ではいけないと思う。

◇ 家裁としても、非行少年の処遇を通じて有している知見を社会に還元するため、最高裁は重大な少年非行の研究を何冊か刊行しているが、現場レベルではなかなか力が及んでいない。学校との連絡協議会でも、いろいろ説明等をさせていただいているが、マンネリも良くないので、先生方に少年審判を実演してもらうなどの工夫をしている。何か良いアイデアがあれば出していきたい。

○ 公安委員会や教育委員会と少年非行や犯罪について話す機会があるが、そういった機会に家裁も入ってもらうことはできないか。

◇ 検討させていただきたい。

◎ 以前も同様の話があったが、参加を見合わせた。理由は、個々の事件が取りざたされたためであった。将来、家裁に係属するかもしれない具体的な事件について話し合うことはおかしいだろうということになった。

○ 教育的措置についての説明だけではどうか。

◎ 家裁としては、いろいろな説明会には是非参加させていただきたい。前向きに考えている。

○ 保護司会の取組みにおいて、家裁の職員に家裁の役割という話をしてもらったことがあった。一般の方も参加したので200人くらいの方が参加したと思う。また、何度か少年友の会の会員として付添人をしたことがあるが、少年が鑑別所にいる間に家裁調査官から聞いた内容と、少年から聞いた内容にギャップを感じた。どうやったら少年を更生することができるかアドバイスを頂きたかった。家裁調査官にはもう少し教育的な観点から関与してほしいと感じた。親子の関係も変化しており、子供が少年院から出てきても、子供を引き受ける気がない親もいる。その場合、保護司だけが子供とつながっているが、家裁としても長いスパンで子供と関われるようなシステム作りについてアドバイスを欲しい。

○ 付添人として少年友の会の会員が選任されることがあるが、親子の架け橋になっていただいている。母親に対する暴力があった場合、親も子に対する

恐怖感があるので、子供を引き受けたがらない。そういう場合、補導委託先に預け、それに付添人が関わり、親を補導委託先に訪問させるということもある。家庭内暴力の原因として、親もその親から虐待されていたなど世代を超えた問題があり、付添人には、子供だけではなく親にも関わってもらっている。

◎ 試験観察が付く際に、身柄を補導委託先に預けるということを、補導委託というが、熊本ではよく活用されている。民間の篤志家が、家庭と仕事を用意して、子供を一定期間預かり、家庭の温かさを感じさせながらきちんと働くことを学ばせ、それができるようになれば社会に戻すという制度である。

◇ 熊本には補導委託先が9か所ある。うち2か所は、先ほど説明したボランティア活動として短期間活用する乳幼児施設と高齢者施設である。残りの7か所は、身柄付き補導委託先であり、3, 4か月から半年ほど少年を預けて、少年の変化を見た上で最終的な処分をすることになる。補導委託先のうち県内は6か所あるが、女子を預かってもらえるところがそれほどない状況である。少年を預かってもらってもよいという情熱をお持ちの方がいらっしゃったら教えていただきたい。現在の補導先は、農業、左官、飲食店、旅館等である。

◎ 再非行を防止するためには、しっかりした居場所作りと仕事が必要なので御協力をお願いしたい。

○ 少年に被害者の視点を持たせることは大切である。自分のことしか考えていない少年も多いので、反対側の視点を持たせることは良いことである。ボランティア活動をもう少し広げてみてはどうか。高齢者施設で、お年寄りから感謝されたことで、人間が変わったように一生懸命にお世話をするようになった子供もいる。子供はちょっとしたことで変わるように思う。

◇ 万引き被害が大変なことであることを理解してもらうために、スーパーの店長等から講義をしてもらっている庁があるが、熊本では講師の確保が難しいので、講演録をまとめて少年に読ませて感想文を出させている。今後もより良い教育的措置ができるようにしていきたいので、協力していただけるお店の方を紹介していただきたい。

- 熊本では企業の方をはじめいろんな方が、知的障害を負っている子供を支援する取組をしている。知的障害を負っている子供は分け隔てなく接してくれる。少年はこれらの子供たちと一緒にスポーツをしたりすることで、少しずつ人間関係を作っていくことができる。そういったことも考えてみてはどうか。
- 私の職場では学校で裁判員裁判関係の広報をする際に、裁判員関係の広報だけではなく、犯罪被害に遭わないようにするにはどうしたらよいかといった話をすることがある。家裁でもそのような広報を行えばよいのではないか。
- 地域や個人で活動することには限界もあるので、司法関係者が地域に入ってきてもらえるとうれしい。
- 少年非行を防ぐことが一番大切であるが、処分を受けた少年が再犯したとしても、再犯するまでの期間は頑張れたんだとプラスに受け止めてほしい。
- 日本は世界的に見ると特殊な国で、少年による殺人が極端に低い。にもかかわらず、一般に報道されていることとギャップがある。そういったことを周知すべきではないか。
- ◎ あたかも重大事件が頻発しているような印象を国民に与えてしまっていることは事実だと思う。統計上、そのような事実はないことは明らかである。家裁としてはどのような広報をすべきであろうか。
- ◇ 少年による殺人事件が最も多かったころは、一年間に450件も発生していた。しかし、最近是一年間に50件程度である。加害者の少年がサインを出していたのに、周囲がそれに気づかず、切羽詰まっているときにちょっとした刺激で爆発するというような形になっている。いかに早く少年のサインを把握するかが大切である。これらのことについてお話をする機会があれば出来る限り、お話をできる機会を作りたい。
- マスコミによる少年犯罪の取り上げ方が増えた訳ではない。特殊な事件のセンセーショナルな部分に取り上げられているので、そのような印象を持つのではないか。
- ◇ 裁判所が行う広報のうち、統計については、これまで裁判所から積極的に

アナウンスはしてこなかった。ただ、裁判員裁判が始まることになり、国民が刑事裁判に参加するに当たり、どのくらい刑事事件があるのかを初めて積極的にアナウンスするようになったという経緯がある。それまでは、家裁としても事件数を明らかにしてきたわけではない。今後、そのような在り方については議論があってしかるべきだと考えている。

○ 裁判員裁判の広報として模擬裁判等をしたこともあるが、子供たちにとってはまだ敷居が高いようだ。

◎ 子供たちの模擬裁判を企画して、私たちも参加したり、指導するというのもいいのかもしれない。

当庁としては、今日の提言を受けて、真剣に検討し、現場に活かしていこうと考えている。

7 次回のテーマ

(1) 今回、少年事件に関するテーマを取り上げたことから、次回は、「児童虐待と家庭裁判所の関わり」について取り上げてみてはどうか。

(2) 「児童虐待と家庭裁判所の関わり」をテーマとすることで、委員全員の了承が得られた。

8 次回期日

平成22年10月22日（金）午後1時30分

9 閉 会